



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 2 日（木曜日） 第 651 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査報

告書に係る監査事項及び監査書類の指定……………（みやざき文化振興課） 1

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退（ “ ” ） 1

○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1

○保安林の指定予定……………（自然環境課） 2

○保安林の指定解除……………（ “ ” ） 2

○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する

頁

規則別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の
級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物
を設置する用地及びその他の用地の級地の区域……（港湾課） 2

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使
用できる施設として市町村選挙管理委員会が指
定した施設の一部改正…………… 2○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3
分の 1 の数…………… 3○選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分
の 1 の数…………… 3

告 示

宮崎県告示第 627 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項に規定する監査の内容（以下「監査事項」という。）及び私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号。以下「省令」という。）第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類（以下「監査書類」という。）を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

なお、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査報告書に係る監査事項の指定（平成 29 年宮崎県告示第 28 号）は、令和 6 年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 監査事項は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書並びに収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかとする。

2 監査書類は、人件費支出内訳表が省令第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

宮崎県告示第 628 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション ライド	都城市蓑原町 3111-67	令和 7 年 9 月 4 日
訪問看護ステーション バビ 西都	西都市大字南方 3985-2	令和 7 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 629 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（第 55 条第 2 項において準用する同法第 51 条第 1 項）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
竹尾歯科大貫診療所	延岡市大貫町 3 丁目 9 70 番地 1	令和 7 年 9 月 30 日

宮崎県告示第 630 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551900105	しろくま	東諸県郡国富町大字本庄字万所 794 番	合同会社グランデール	宮崎市大字有田 3 17 番地 1	令和 7 年 9 月 30 日	児童発達支援

宮崎県告示第 631号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字榎木渡瀬79 31－18、7931－48
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 632号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田 964－1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 解除の理由 津波防護施設用地とするため
- 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田 964－1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 解除の理由 津波防護施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 633号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、令和 7 年宮崎県告示第26号は、廃止する。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第74号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 10 月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （令和 7 年 6 月 2 日現在）			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （令和 7 年 10 月 2 日現在）		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人員	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人員
[略]			[略]		
上三財地区健康増進 施設	[略]		上三財地区健康増進 施設	[略]	
尾八重野コミュニティ供用施設	えびの市大字東長江浦1652番地 368	70			
岡元コミュニティ供	えびの市大字浦 368番地28	70			

用施設		
堀浦コミュニティ供	えびの市大字大河平4288番地	70
用施設	11	
[略]		

[略]	

--	--